新潟県

No.300



トッキッキの食品衛生講座

にいがた食の安全・安心審議会　編

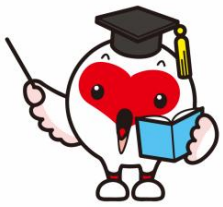
にいがた食の安全・安心審議会とは？

「にいがた食の安全・安心条例」に基づき設置された県知事の附属機関です。

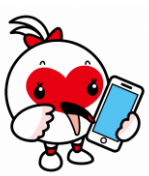
食の安全・安心に関する施策や事業について調査審議 することを目的としています。

委員は、消費者の代表、食品事業者の代表、学識経験者 の15名で構成されています。

にいがた食の安全・安心基本計画の改定や各種施策の進捗状況について審議しているよ。



にいがた食の安全・安心審議会についての詳しい情報はホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」に掲載しています。



第32回にいがた食の安全・安心審議会を開催します

日時

令和８年11月５日（木）
15時00分から17時00分まで

会場

新潟県庁西回廊２階大会議室
（新潟市中央区新光町４－１）

議題（予定）

にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況　ほか

先着10名まで傍聴できます。
傍聴をご希望の方は、開始時間までに会場へお越しください。